

容器イエローカード導入の進捗状況第5回目アンケートの集約結果

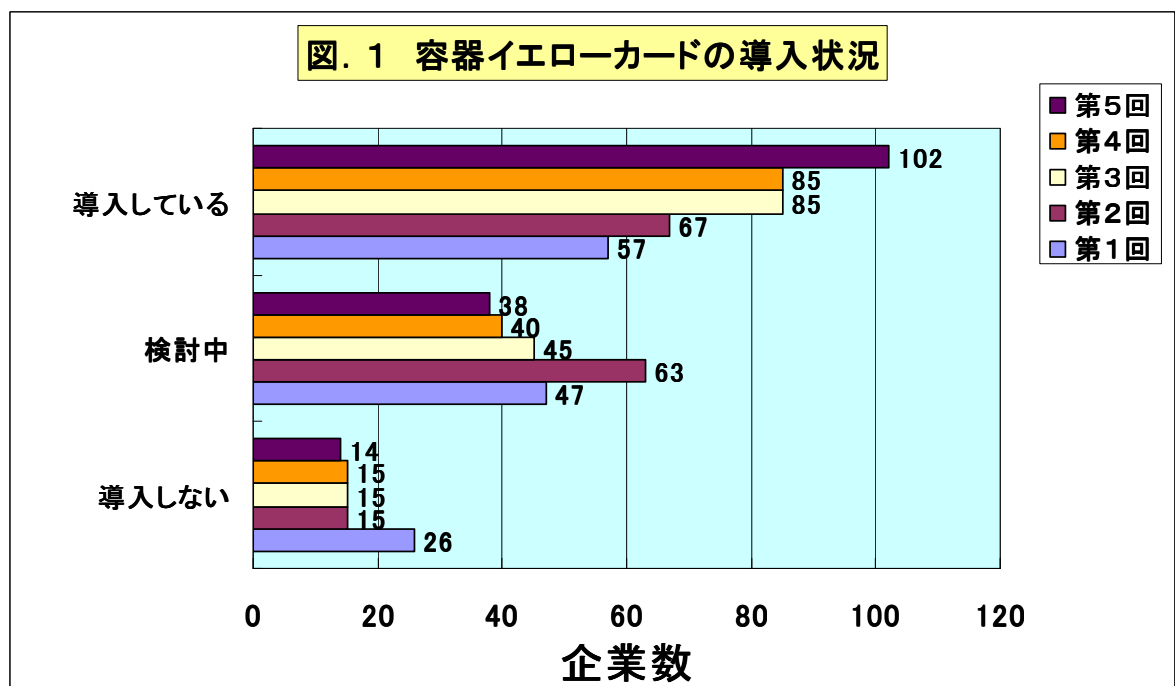
2003年より実施しております容器イエローカード導入の進捗状況のアンケート調査を、今年度も実施いたしました。アンケートの集約結果を、以下にまとめました。

アンケート回答企業数 163社 (2007年11月14日現在)

記

1. 「貴会社・団体では、容器イエローカードを導入しますか、あるいは既に導入していますか」

(1) 集約結果



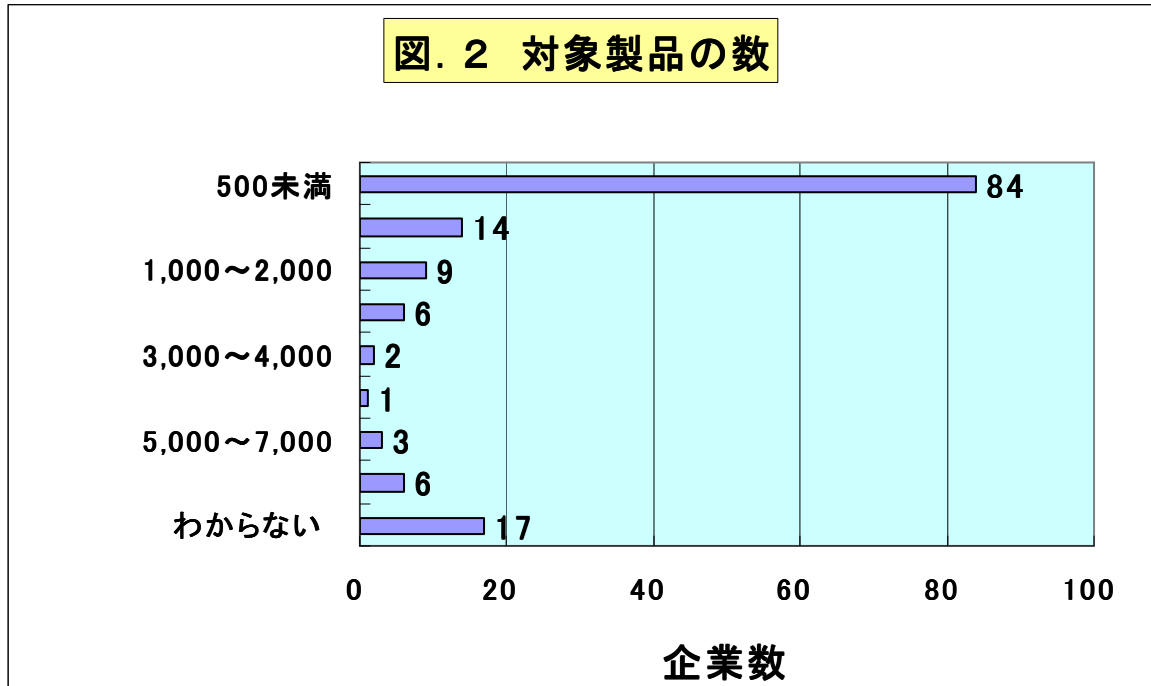
コメント

- ・アンケート回答企業数は163社で昨年の148社より15社増加した。その内9社は、「容器イエローカード」の適用外の企業であったため、アンケート集計上154社に基づいて集約を行った。

「導入している」企業は154社中102社で、導入率は66%であった。昨年(85社、61%)と比較すると、企業数で17社、導入率では5%増加した。また、「導入するか検討中」の企業数は38社で、昨年より2社減少した。また、「導入しない」企業も14社で、昨年よりも1社減少した。「導入している」企業が増加した理由としては、昨年の労働安全衛生法の表示に関する法改正に伴うラベルの変更によるものと推定される。また「導入しない」理由としては、自社で類似の方式を採用しているなどが挙げられた。

2. 容器イエローカードの対象製品の数は概略いくらですか？

(1) 集約結果

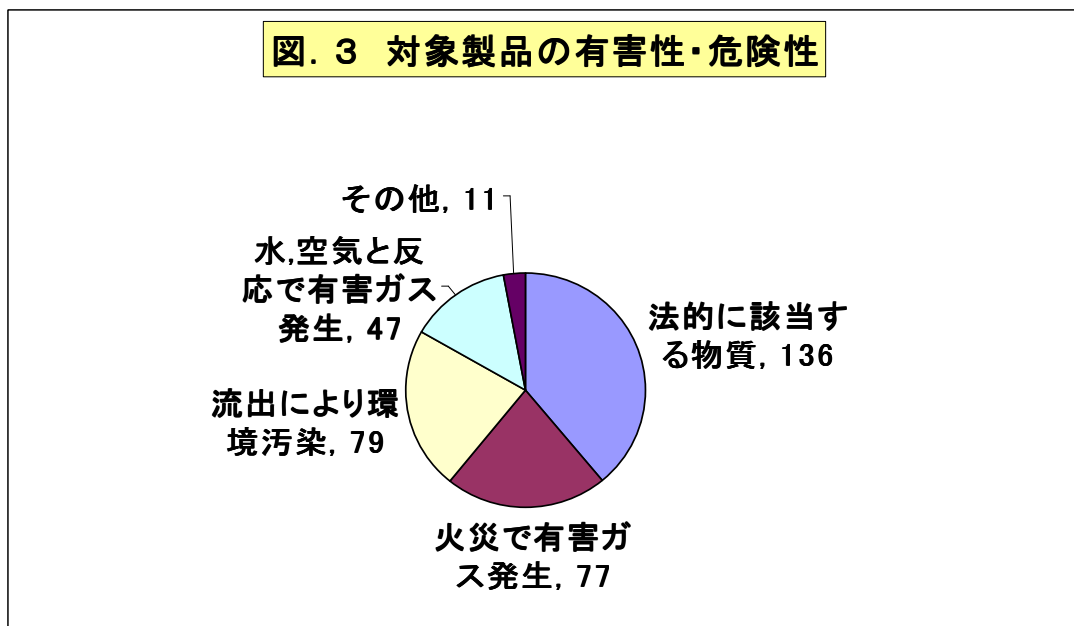


コメント

- ・対象製品の区分の内、最も多いものは500未満である。
- ・7000以上の対象製品数の企業5社の内2社は既に完全終了、1社が60～80%の製品について実施している。

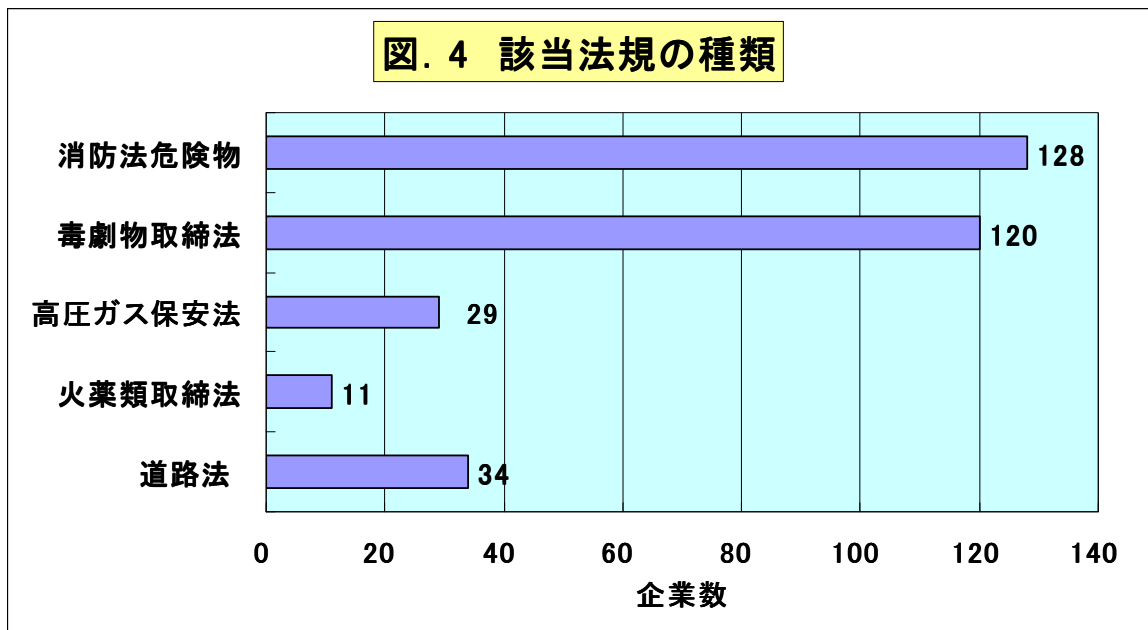
3. 対象製品の危険性・有害性について該当するものにご記入ください。（複数記入も可）

(1) 集約結果



コメント

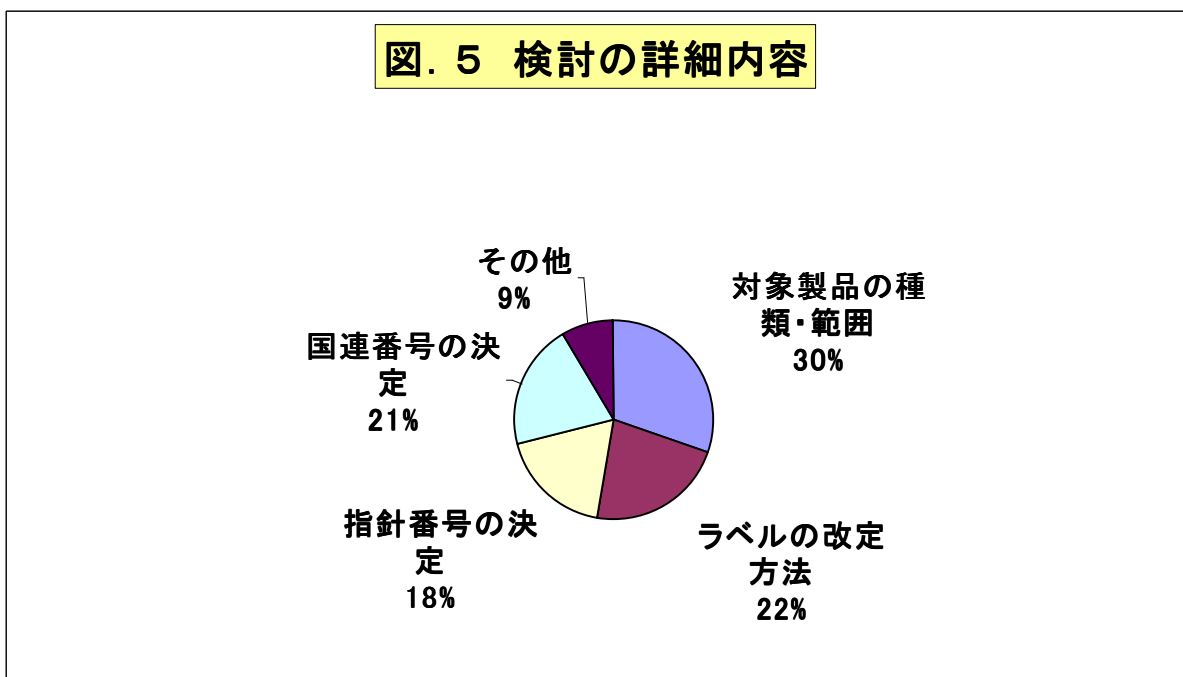
- ・法的に該当する物質を選択した企業が136社（88%）を占めた。また、火災で有害ガスを発生する物質が77社（50%）、流出による環境汚染が79社（51%）であった。



コメント

- ・法的に該当する物質の内訳で最も多いものが消防法危険物で、128社の企業が選択した。
- ・次いで、毒劇物取締法120社、高圧ガス保安法29社、火薬類取締法11社であった。
- ・水底トンネルの通行禁止或いは通行制限を受ける道路法を選択した企業は34社であった。

4. 現在の容器イエローカード導入の検討状況について該当するものにご記入ください。
(複数記入も可)

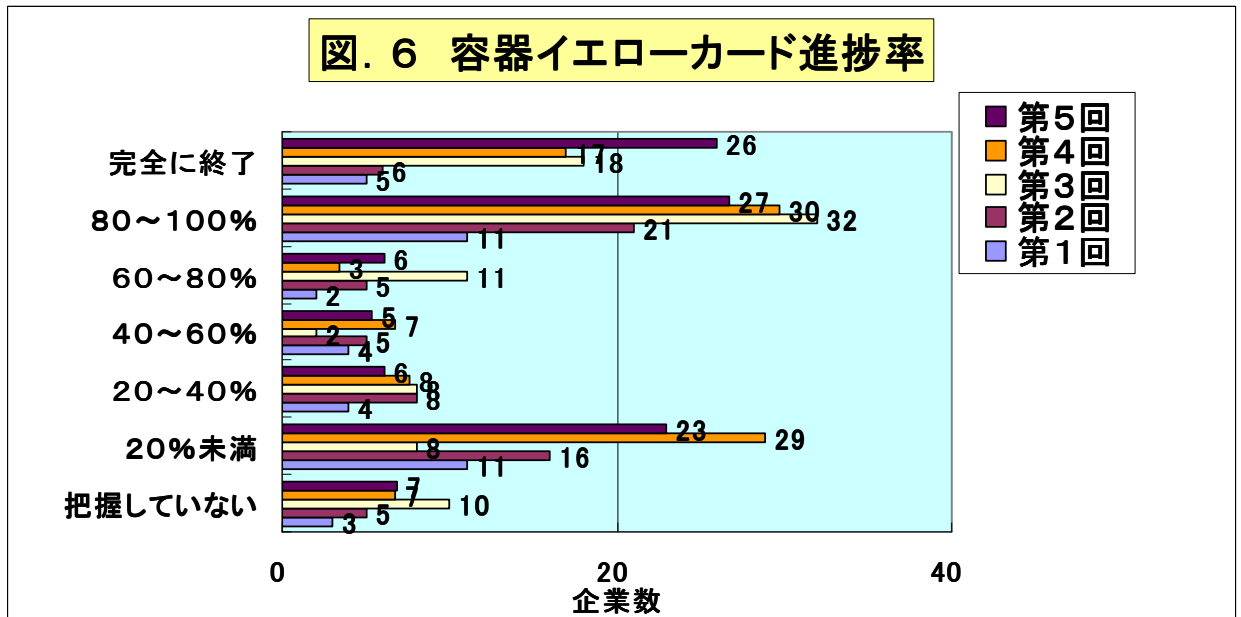


コメント

- ・検討内容としては、対象製品の種類・範囲に関するものが30%、ラベルの改定方法が22%、指針番号の決定が18%、国連番号の決定が21%であり、昨年と比較し、同様の傾向であった。

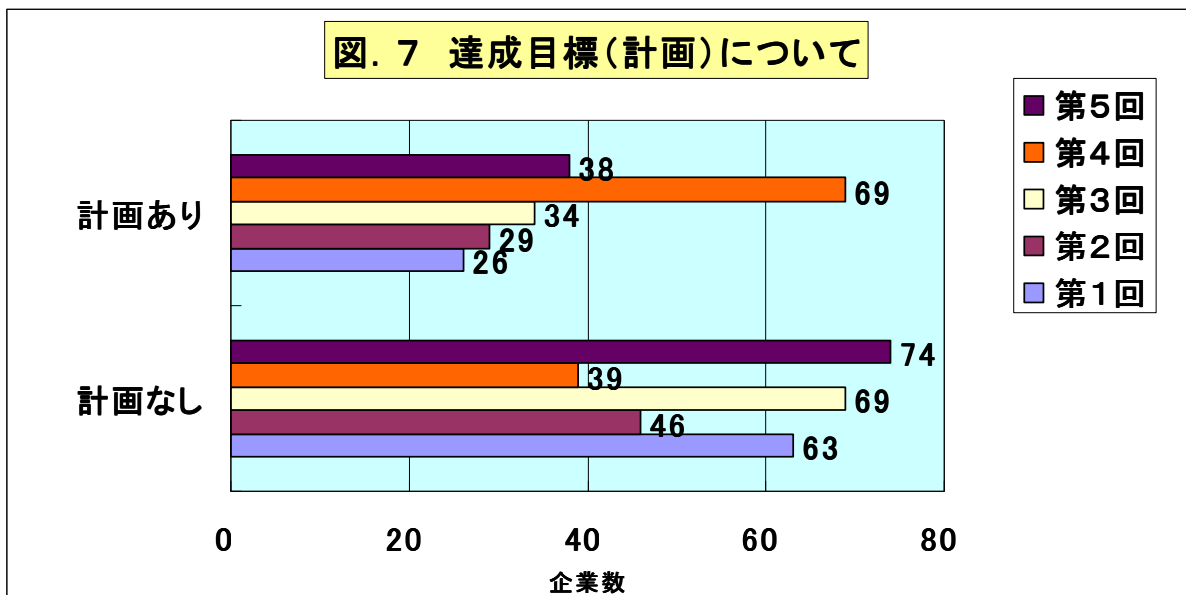
5. 容器イエローカード導入に対する実施率の現状、見通し、達成目標（計画）についてお伺いします。

(1) 集約結果



コメント

- ・ 今回の第5回アンケート調査結果を昨年と比較すると、実施済み企業が26社で前回と比較すると11社増加する一方、20%未満は6社減少しており、全体として導入が確実に進んでいること確認された。

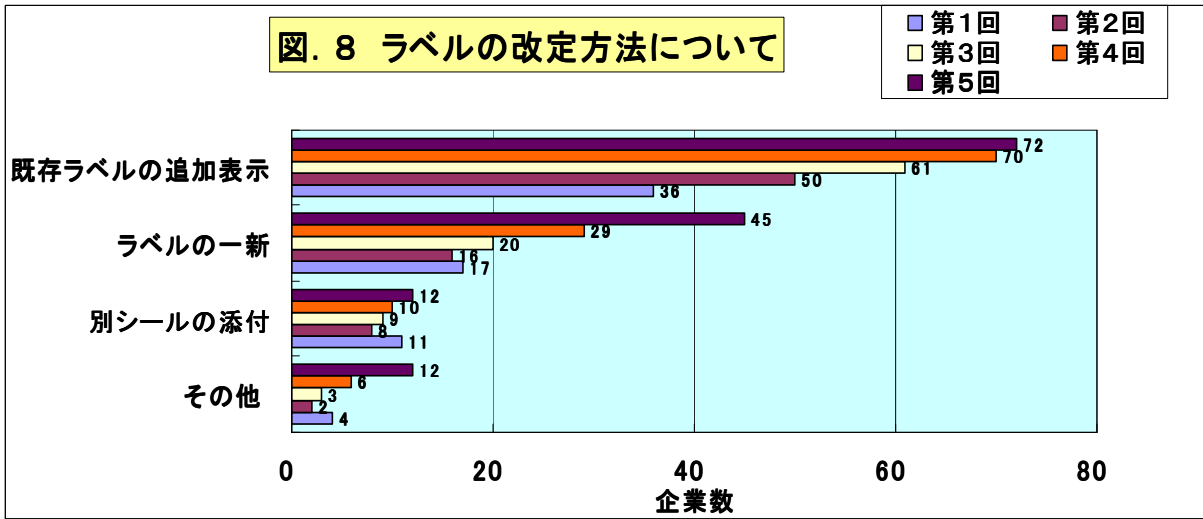


コメント

- ・ 今回の第5回アンケート調査結果を昨年と比較すると「計画あり」と回答された企業が大幅に減少する一方、「計画なし」の企業が大幅に増加した。
これは、「容器イエローカード」の計画が、実行に移されているための傾向が表れたものと、考えられる。

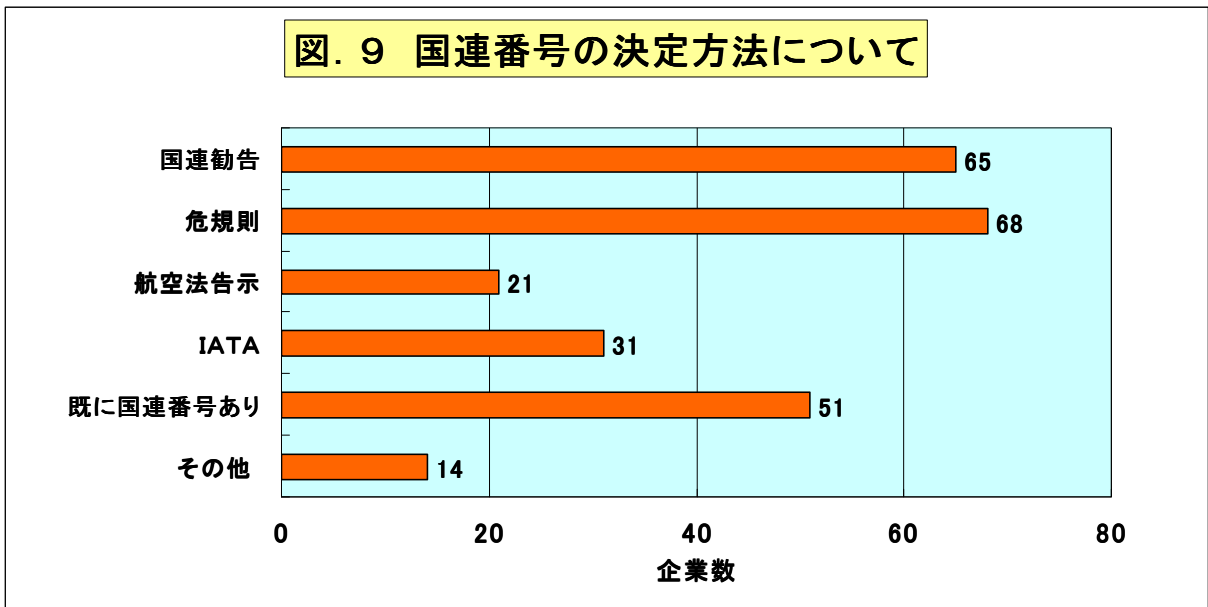
6. ラベル改定を既に実施している（仕様、方針が確定している）会社・団体にお聞きします。

(1) 集約結果



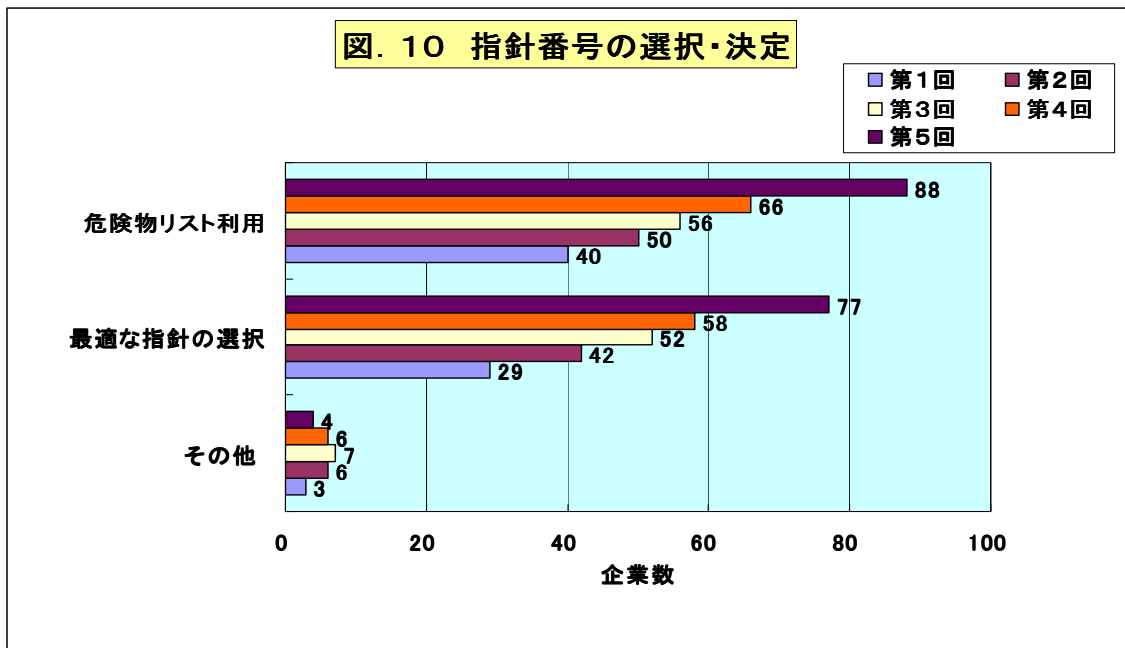
コメント

- ・ 「既存ラベルの追加表示」増加に加え、今回は「ラベルの一新」が大幅に増えており、安衛法に対応したラベルの形式変更に伴う影響と推定される。



コメント

- ・ 国連番号の決定には、国連勧告と危規則の活用がもっとも多くなっている。



コメント

- ・今回は、緊急時応急措置指針の危険物リストの索引から選択するもの、指針の内容から最適な指針番号を選択するもの共にかかなり増加しており、積極的に指針番号を導入する傾向が認められた。

以上